

# 金融庁説明資料（近年の資金決済制度の動きについて）

---

2023年 5月24日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

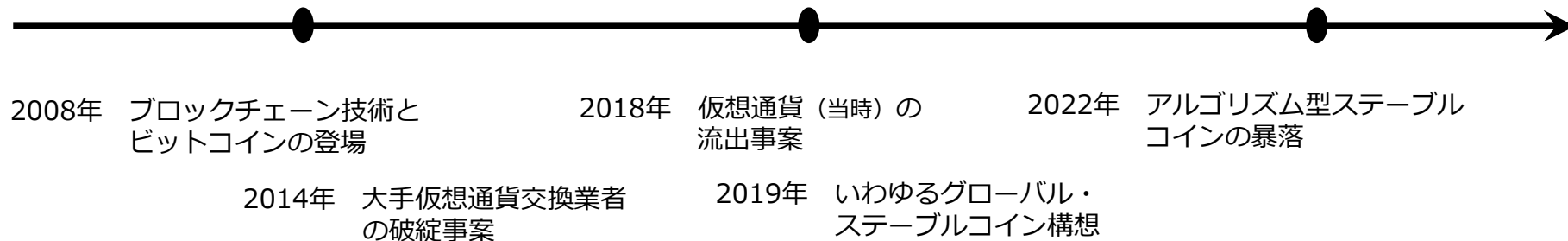
1. 資金決済制度の変遷	3
2. 市場動向	11
3. 民間における主な取り組み	15

# 1. 資金決済制度の変遷

# デジタル化における資金決済制度の変遷

- 近年、社会・経済全体のデジタル化が進む中で、**金融のデジタル化も加速**。
- こうした中、**民間のイノベーションを促進し、利用者保護やマネーロンダリング等への対策を適切に行う**観点から、**送金・決済手段のデジタル化に対応する制度整備を進めてきた**。

## 主な事案



## 主な制度

2010年 資金決済法制定・施行

- ・ **前払式支払手段の定義** (注1)
- ・ **資金移動業の創設**

(注1) 従前からの前払式証票に加え、サーバ型電子マネーを含め「前払式支払手段」として定義。

2021年 改正資金決済法施行

- ・ **資金移動業の3類型化**

2023年 改正資金決済法施行予定 (注2)

- ・ **電子決済手段等取引業の創設**

(注2) 同時に、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る制度を導入。

## その他制度

2017年 改正資金決済法施行

- ・ **仮想通貨交換業の創設**

2020年 改正資金決済法施行

- ・ 「仮想通貨」から「暗号資産」に変更
- ・ 利用者資産の原則オフライン管理 等

2018年 改正銀行法施行

- ・ **電子決済等代行業の創設**

# 前払式支払手段の定義（2010年4月施行）

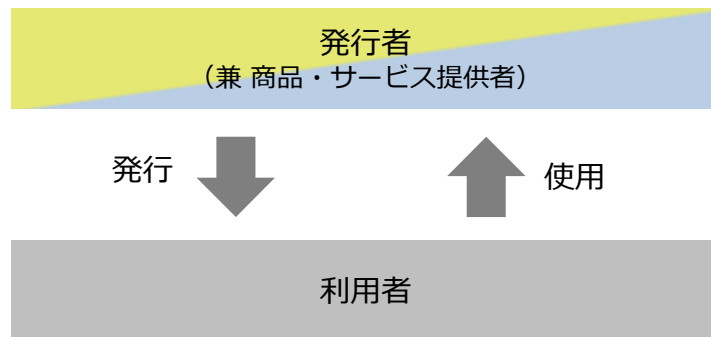
- 前払式支払手段は、発行者があらかじめ利用者から資金を受け取り、利用者が財・サービスを受ける際の対価の支払に使用するために発行される支払手段（注1）。商品券や電子マネー等が見られ、2010年4月の資金決済法の制定・施行により、「前払式支払手段」として定義。
- 前払式支払手段の発行者は、利用者から受け入れた資金の半額以上を、供託等により保全することが義務付けられており、破綻時等に利用者へ払戻しが行われる。

（注1）1932年10月施行の商品券取締法、1990年10月施行の前払式証票規制法を経て、2010年4月施行の資金決済法において定義された。

## 使用範囲に応じた区分

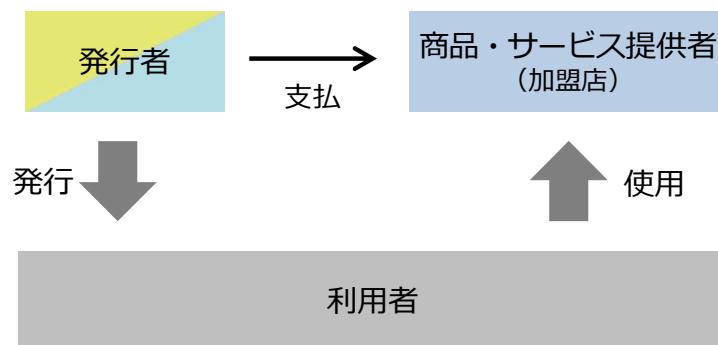
### 自家型

（発行者（子会社等を含む）においてのみ使用可能）



### 第三者型

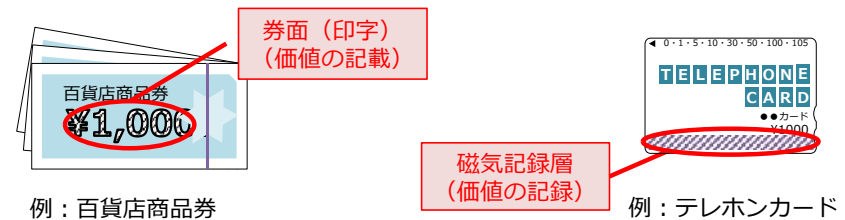
（発行者に加え、発行者以外の商品・サービス提供者（加盟店）においても使用可能）



## 財産的価値の記載・記録の方法に応じた区分

### 「紙型」・「磁気型」 <シェア 3.2%>（注2）

（価値は券面に記載（紙型）又は磁気記録層に記録（磁気型））



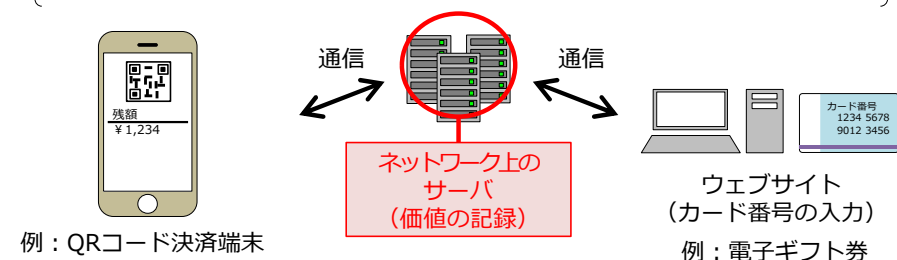
### 「IC型」 <シェア 55.3%>（注2）

（価値はICチップに記録）



### 「サーバ型」 <シェア 41.5%>（注2）

（価値はネットワーク上のサーバに記録）



（注2）一般社団法人日本資金決済業協会「第22回発行事業実態調査統計（令和元年度版）」に基づき金融庁算出。発行額ベース（自家型・第三者型の合計）。

# 資金移動業の創設（2010年4月施行）

- 2010年4月の資金決済法の制定・施行により、資金移動業が創設され、100万円以下の為替取引を業として行う場合には、銀行以外の者でも資金移動業の登録を受けることにより為替取引を行うことが可能となった。
- 外国送金サービスやアプリ決済サービス等が見られる。

◎ **インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で便利な為替取引の提供を求めるニーズの高まり**

## 銀行（銀行法）

- 為替取引は、銀行のみが行うことができる
- 為替取引のほか、預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けが可能
- 業務範囲規制
- 免許制
- 最低資本金（政令で20億円）
- 自己資本比率規制
- 預金保険制度の対象
- 議決権取得制限、株主規制、持株会社規制等あり

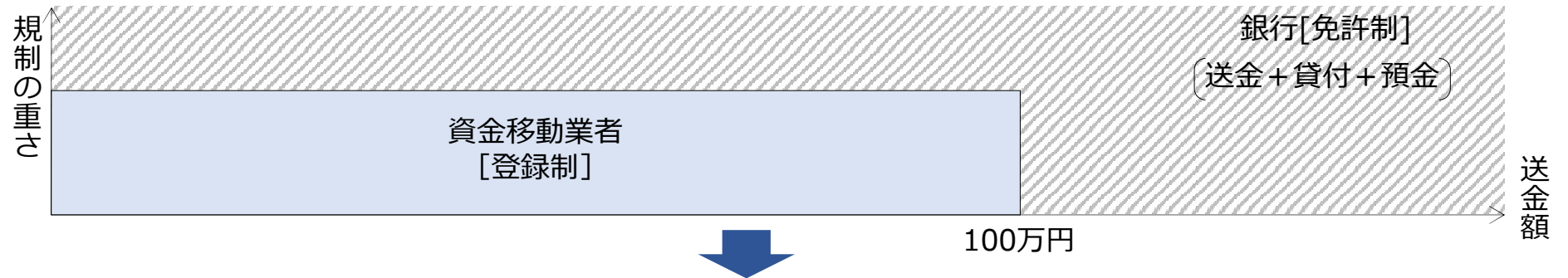


## 資金移動業者（資金決済法）

- 銀行以外の者でも、登録を受けることにより為替取引を行うことを可能にする（少額取引に限定）
- 預金の受入れ、預金を原資とする資金の貸付けはできない。
- 業務範囲規制なし（公益に反する他業を除く）
- 登録制
- 業務の確実な遂行に必要な財産的基礎が必要
- 為替取引に関し利用者に対して負う債務の全額及び還付費用の保全が必要（保全すべき最低限の額を設定）
- 議決権取得制限、株主規制、持株会社規制等なし

# 資金移動業の見直し（2021年5月施行）

- 資金移動業に、従来類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。



	第三種資金移動業者 (少額類型) [登録制]	第二種資金移動業者 (従来類型) [登録制]	第一種資金移動業者 (高額類型) [認可制]
送金上限額	5万円以下/件	<b>100万円以下/件</b>	<b>上限なし</b>
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	<b>原則滞留不可</b> 送金額・送金日・送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可	<b>供託/保証/信託で全額保全</b>	
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

※資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものであることが必要。

# 電子決済手段等（ステーブルコイン）に関する制度整備（2023年6月までに施行予定）

## <いわゆる法定通貨建てステーブルコインの分類>

### ①【デジタルマネー類似型】

法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン=1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）

電子決済手段等（送金・決済の手段）として規律

#### 発行者

銀行・資金移動業者

（注1）電子決済手段等の発行・償還は、為替取引に該当。現行制度では、銀行・資金移動業者が行うこととされている。  
（注2）発行者に係る規制の在り方は引き続き検討。

#### 今回の法的手当

特定信託会社

（注3）信託受益権を用いる仕組み。

※マネロン等対策を含め、発行者が自ら行うことは可能

銀行代理業者  
電子決済等代行業者  
金融サービス仲介業者

#### 仲介者 今回の法的手当

電子決済手段等取引業者等

※利用者保護やマネロン等対策の観点から必要な対応を行う  
（注4）取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考。  
（注5）マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任関係の明確化等を求める。

### ②【暗号資産型】

左記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）

暗号資産や金融商品として規律

#### 発行者

—

（注1）EUでは、暗号資産型の一部について、発行者に開示規制等を導入する規制が成立。  
（注2）利用実態や諸外国の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

#### 仲介者

暗号資産交換業者

（注3）金融商品取引法が適用される場合もある。



# ＜参考＞暗号資産に係る法制度の整備（2017年・2020年施行）

## 1. MT GOXの事案について

- ビットコインの売買業務を行っていたMT GOX社について、破産手続が開始（2014年）

## 2. 国際的な議論の状況

- G7エルマウ・サミット首脳宣言（2015年6月）  
「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」
- FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（2015年6月）  
各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである。

## 3. 資金決済法・犯罪収益移転防止法等の改正（2017年4月施行）

- **暗号資産の交換業者に登録制を導入**
  - ・口座開設時における本人確認等を義務付け
  - ・利用者保護の観点から、一定の制度的枠組みを整備（最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など）

## 4. 暗号資産を取り巻く環境の変化

顧客の暗号資産の流出  
事案が発生

暗号資産が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、  
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産を用いた新たな  
取引が登場  
(証拠金取引、ICO)

## 5. 資金決済法・金融商品取引法等の改正（2020年5月施行）

- **利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備**
- 国際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更

# 各種送金・決済サービスを提供する事業者の規制の比較 (注1)

事業者	情報管理	利用者保護	犯収法に基づく義務
前払式支払手段発行者			(高額で電子的に移転可能な場合) ・アカウント開設時の取引時確認や疑わしい取引の届出の義務あり ・他者へのアカウント譲渡の禁止
資金移動業者	資金決済法及び個人情報保護法等に基づき、 ・情報漏洩防止等のセキュリティの確保 ・個人情報の管理 等を行うために必要な措置を講ずる	・供託等により利用者の資産を保全 ・口座連携サービス等に関する補償方針を周知 (注2)	・アカウント開設時等の取引時確認 (注3) や疑わしい取引の届出の義務あり ・他者へのアカウント譲渡の禁止
電子決済手段等取引業者		・信託等により利用者の資産を保全 ・口座連携サービス等に関する補償方針を周知	・アカウント開設時等の取引時確認 (注4) や疑わしい取引の届出の義務あり ・他者へのアカウント譲渡の禁止

(注1) 2023年6月までに施行予定の改正法に関する内容については、パブリックコメントで公表済みの情報に基づく。

(注2) 不正出金事案の多発を受けて2021年2月に導入。

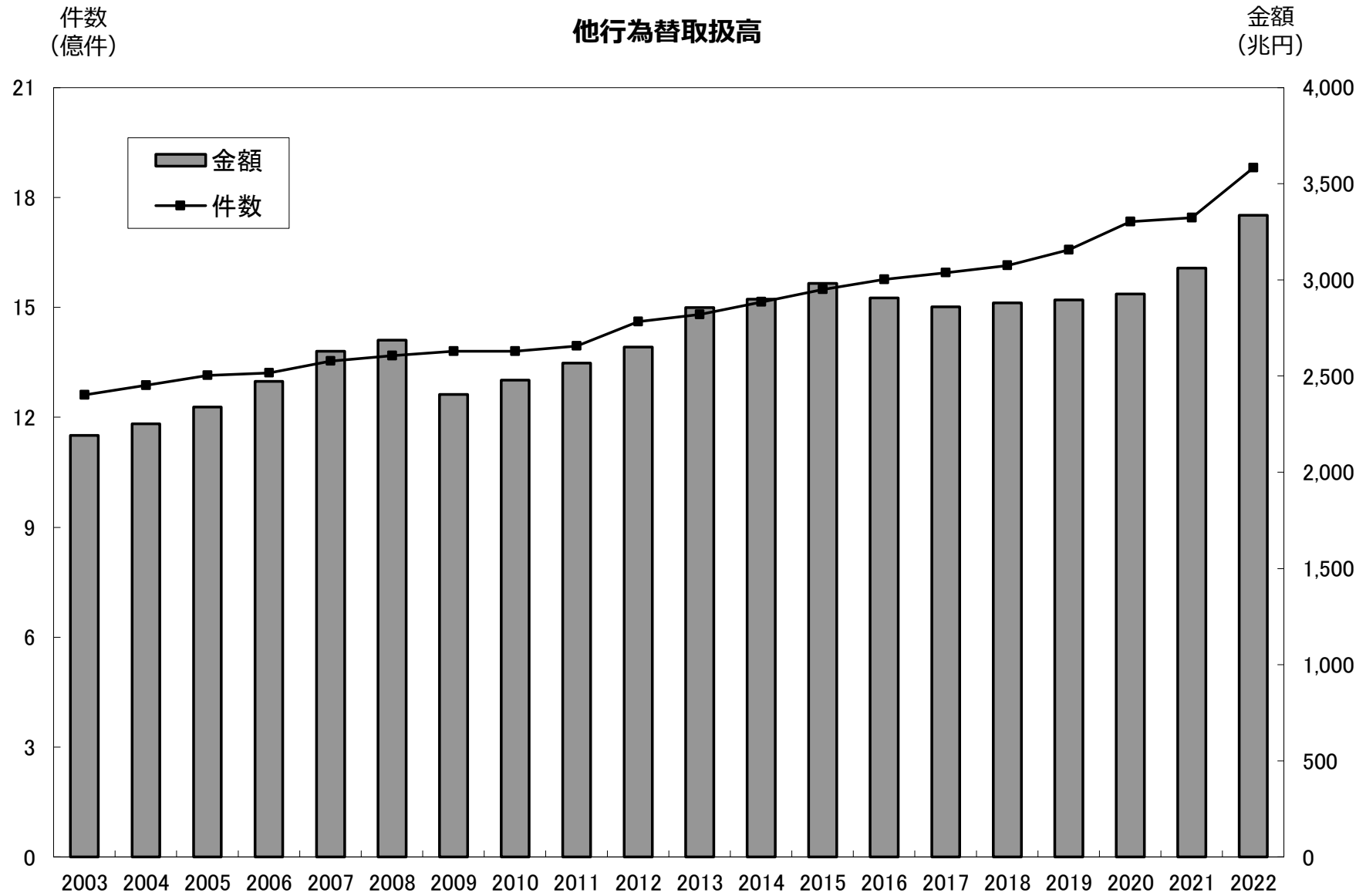
(注3) アカウント開設及び10万円超の為替取引(現金)の時点。

(注4) アカウント開設及び10万円超の電子決済手段の移転等の時点。

## 2. 市場動向

# 内国為替取扱状況（全銀システム）

○ 全銀システムを通じた他行向け為替取引は、金額・件数ともに概ね増加傾向にある。

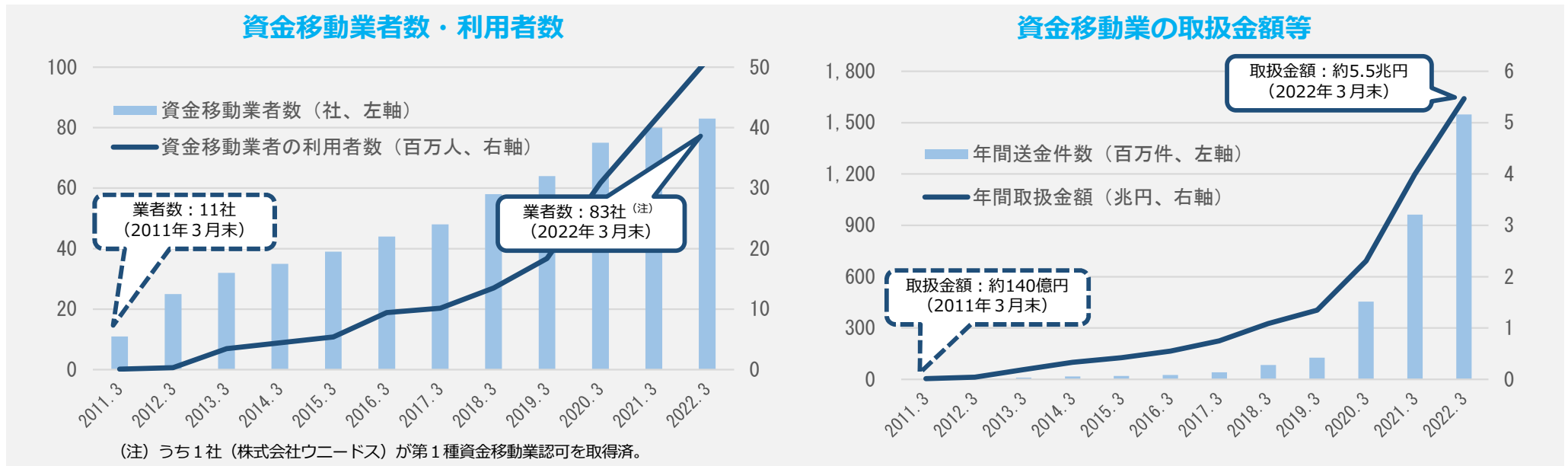
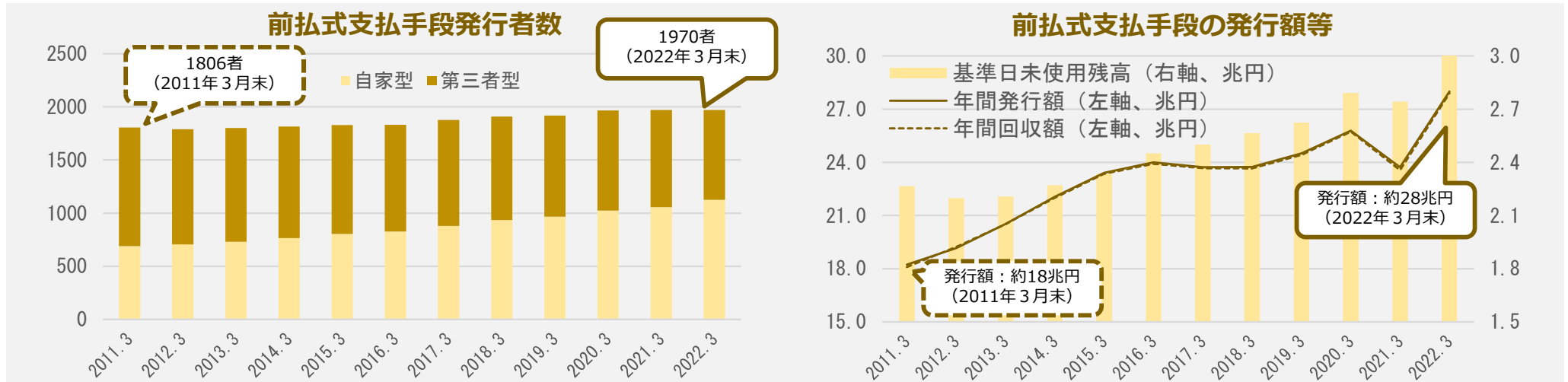


(出典) 一般社団法人全国銀行協会

# 前払式支払手段発行者及び資金移動業者の概況

- 通信・IT事業者の参入やキャッシュレス決済の浸透を受け、一部の決済サービス\*は、その利用者が数千万人を超えるなど、国民生活のインフラへと成長しつつある。

\*一部業者は前払式支払手段の発行と資金移動業を兼営。

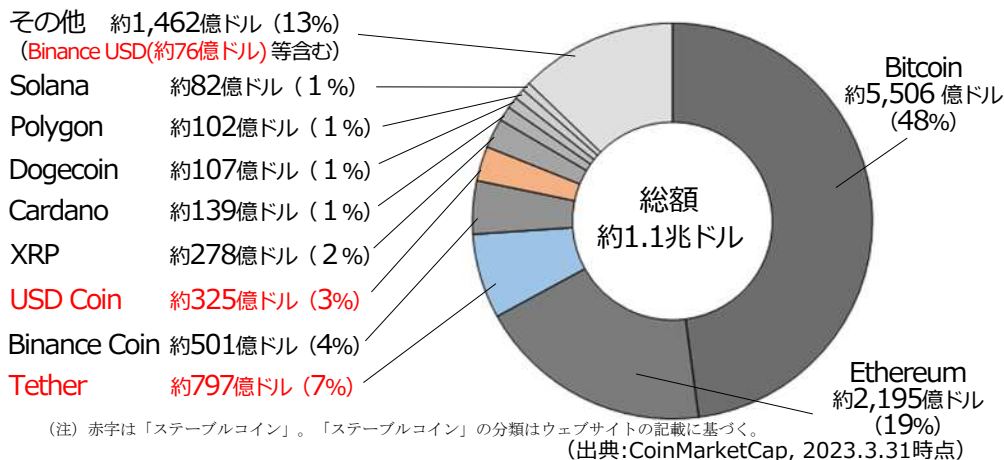


# 暗号資産・ステーブルコイン取引の現状

- 世界の暗号資産・ステーブルコインの市場規模は、最近では約1兆ドルの市場規模で推移している。
- ステーブルコインは、そのうちの約1割程度を占めており、主に暗号資産取引で利用されていると言われている。

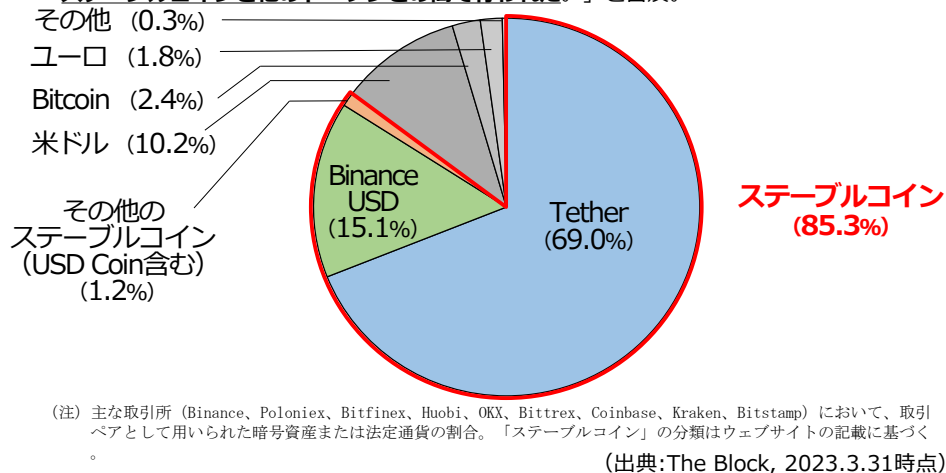
## 主な暗号資産・ステーブルコイン (注) の市場規模 (Cryptocurrency Prices by Market Cap)

(注) ウェブサイトに掲載されている暗号資産・ステーブルコインのうち、2023年3月31日時点の時価総額1~100番までを集計。



## 取引高に占める暗号資産・ステーブルコイン・法定通貨の割合 (Share of Trade Volume by Pair Denomination)

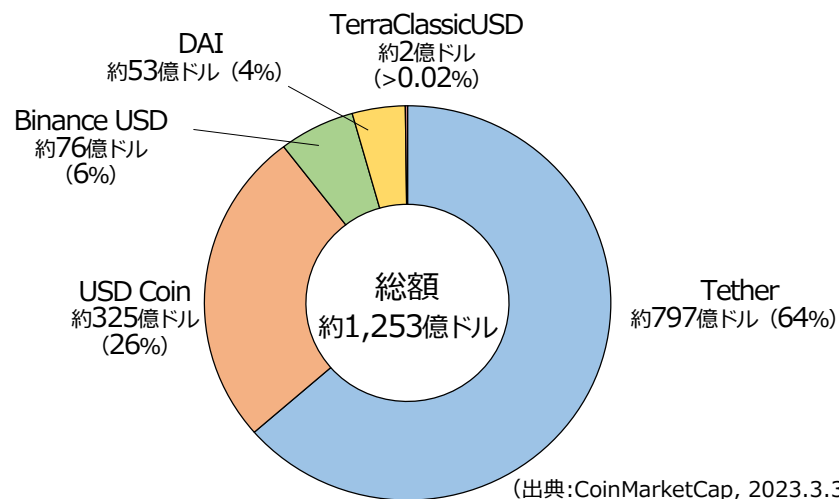
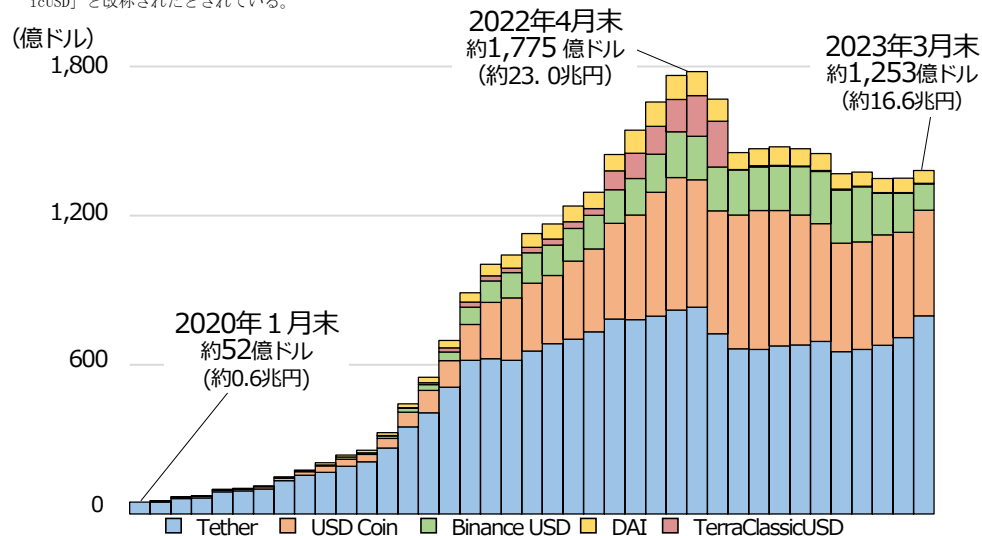
○ 米証券取引委員会 (SEC) のゲンスラー委員長は、2021年8月5日の書簡において、「7月には、すべての暗号資産取引プラットフォームにおける取引の4分の3近くが、ステーブルコインと他のトークンとの間で行われた。」と言及。



## 主なステーブルコイン (注) の時価総額推移

(注) ウェブサイトに掲載されている暗号資産において、2022年4月30日時点の時価総額上位30種類のうち、カテゴリが「ステーブルコイン」と分類されているもの (5種類) を比較。

(注) TerraUSD (UST) については、一部報道によると、2022年5月上旬の価格急落を受けて、USTのアルゴリズムを引き継がない新しいチェーンを立ち上げ、当該チェーン上で新たに「Terra」というトークンを発行。これに伴い、旧USTは「TerraClassicUSD」と改称されたとされている。



### **3. 民間における主な取り組み**

# 全銀システムとモアタイムシステムの稼働

- 「全銀システム」<sup>(注1)</sup>は、銀行間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムで、
  - 平日日中の内国為替取引に対応する「コアタイムシステム」
  - 平日夜間・土日祝日の内国為替取引に対応する「モアタイムシステム」によって構成。

(注1) 正式名称は「全国銀行データ通信システム」で、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営。

- 全銀システムは、平日夜間や土日祝日における即時入金ニーズの増加を踏まえ、**平日夜間や土日祝日に対応した「モアタイムシステム」を、2018年10月から稼働**。これにより、**銀行振込の24時間365日化が実現**。現在、1,116の金融機関が参加している<sup>(注2)</sup>。

(注2) モアタイムシステムの稼働時間は、個々の金融機関によって異なる。



(出典) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

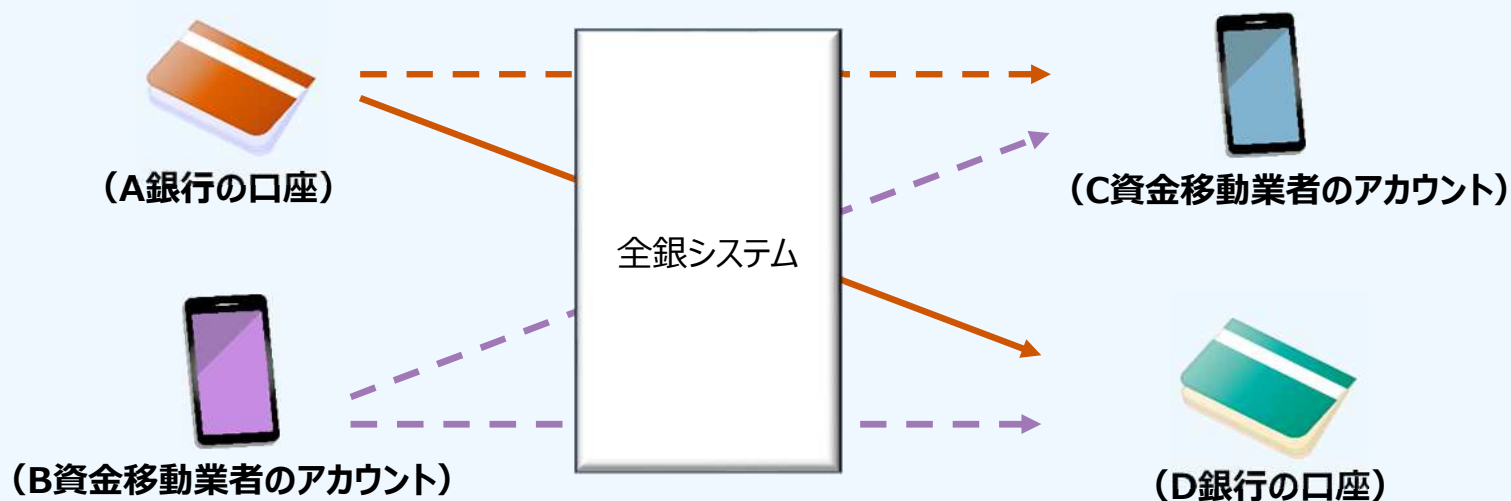


# 全銀システムの参加資格拡大の実現

- 2022年10月、全銀ネットは業務方法書を改正し、全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大。
- 金融庁では、全銀システムに参加する資金移動業者への監督上の対応を行うため、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」を一部改正。

## 【資金移動業者参加後のイメージ】

- ✓ 資金移動業者が全銀システムに参加した場合、全銀システムを介して、銀行口座から資金移動業者のアカウントへの送金、資金移動業者のアカウントから銀行口座への送金、および異なる資金移動業者のアカウント同士の送金が可能に。



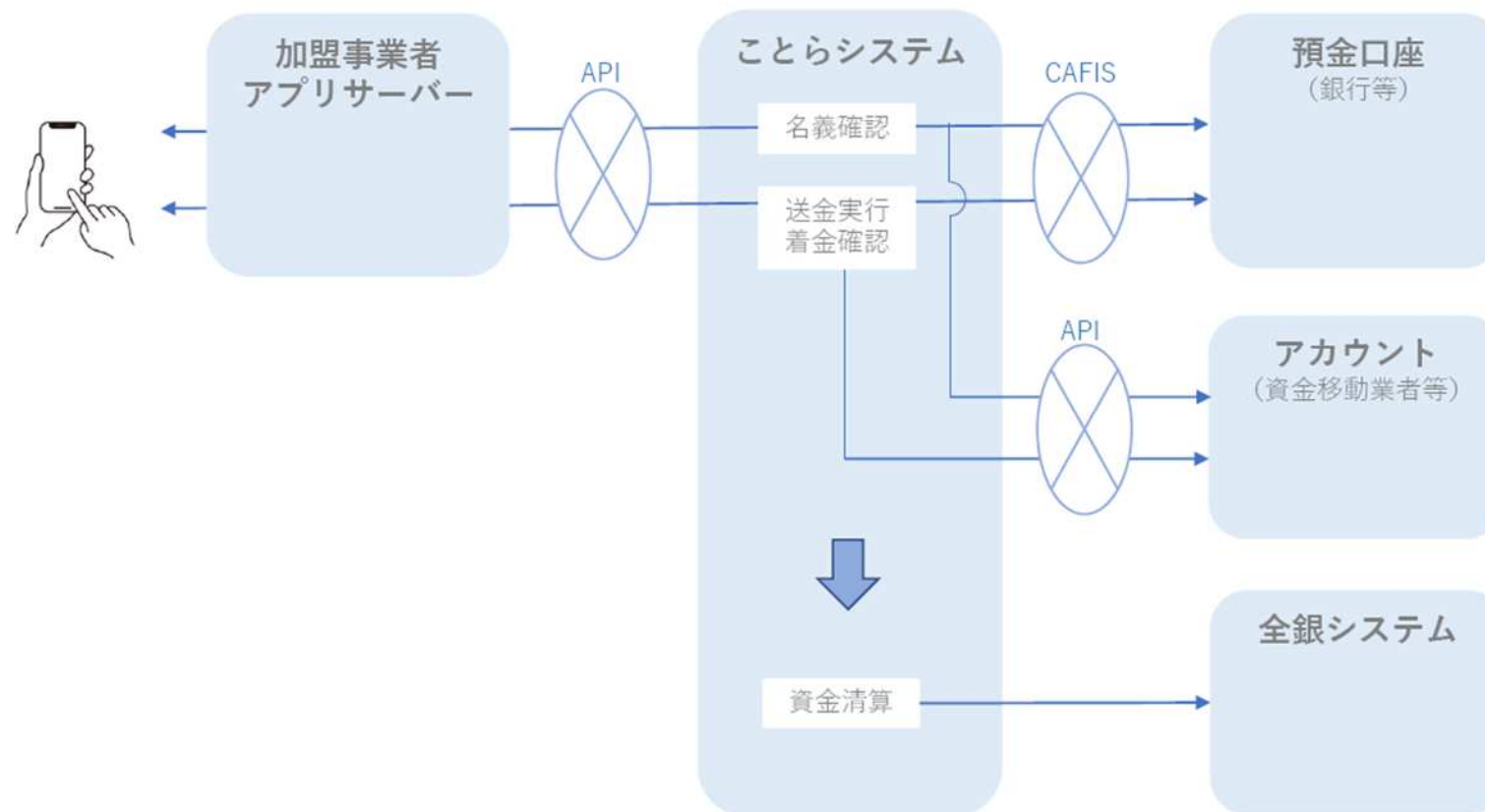
(出典) 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

# ことら送金サービスの概要

- ことら送金サービスは、**個人間の小口送金（10万円以下/件）を対象に、安価な手数料で利用可能な新たな送金インフラとして、2022年10月にサービス開始**（注）。

（注）（株）ことらが運営（三菱UFJ、三井住友、みずほ、りそなの折半出資）。

- ことら送金を利用する事業者間の資金清算は、1日2回、クリアリングした清算データを全銀システムに連携することで実施。通常の内国為替取引と同様、1日1回日銀ネットに連携し、全銀システム参加行の開設する日銀当預間で決済される。
- 現在、49の金融機関で利用可能となっており、今後順次拡大予定。



（出典）一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク